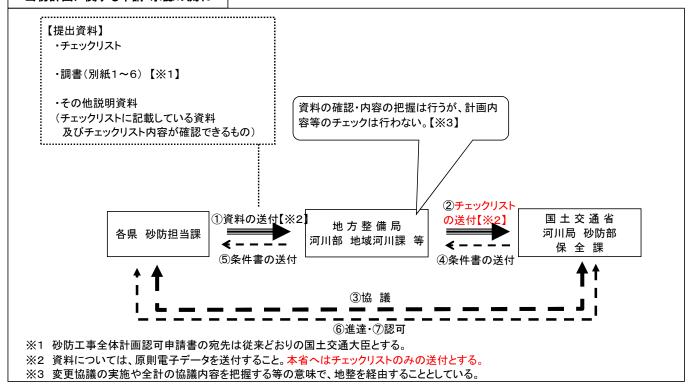
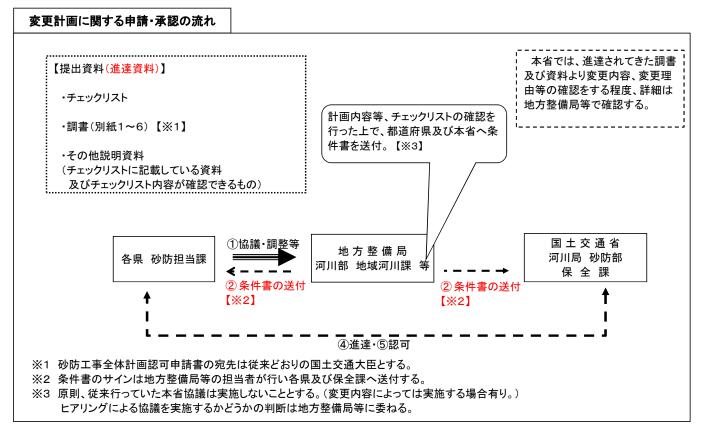
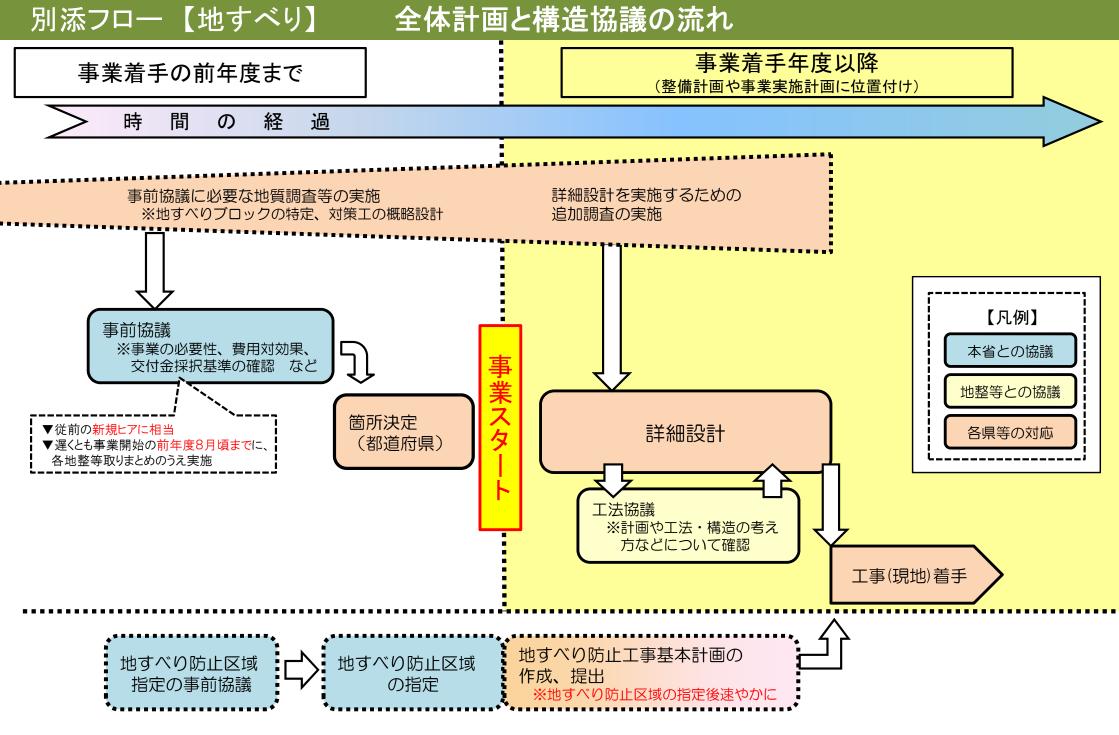
## 当初計画に関する申請・承認の流れ



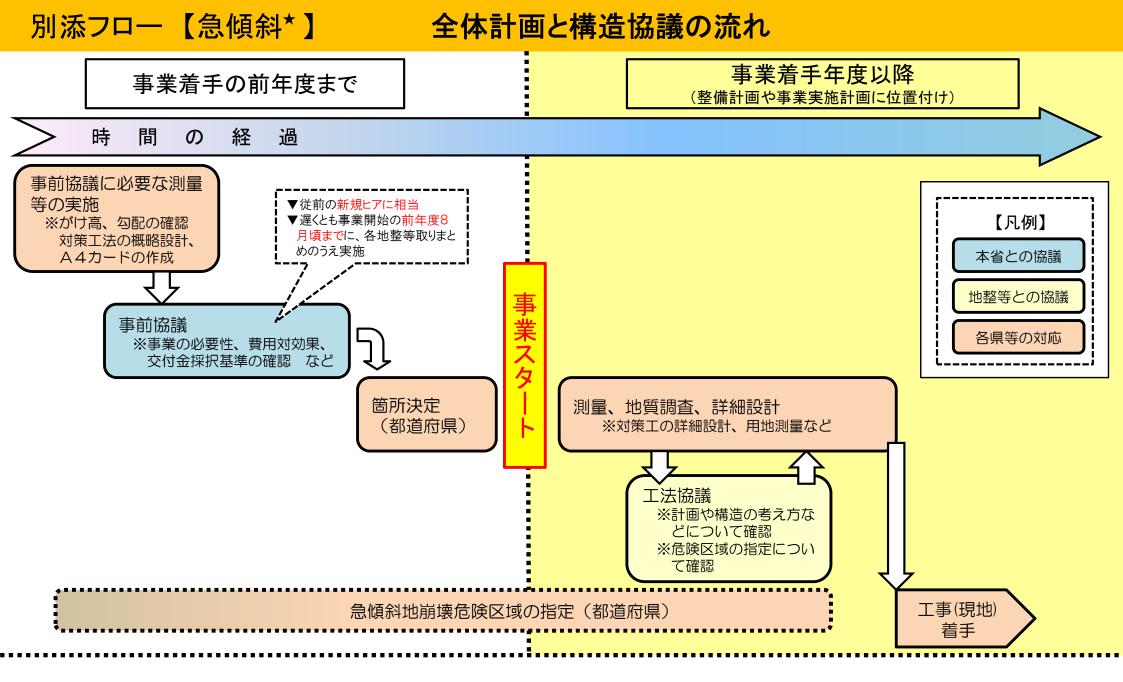
※砂防工事全体計画は事業開始前年度までに協議・申請してください。やむを得ず事業開始前年度までに申請できない場合は、事業開始前年度までにチェックリストの赤書部分を確認し本省協議を行い、工事着手前までに再度協議を行い申請してください。



※砂防工事全体計画の変更は、変更内容の工事着手前年度までに協議・申請してください。やむを得ず変更内容の工事着手前年度までに申請できない場合は、工事着手前年度までにチェックリストの赤書部分を確認し本省協議を行い、工事着手前までに再度協議を行い申請してください。



※事業を再開する場合や激特・特緊事業などの災害系事業の進め方については、本省保全課に別途相談のこと。



- ★雪崩対策事業について、区域指定以外は急傾斜に従う。
- ※事業を再開する場合や激特・特緊事業などの災害系事業の進め方については、本省保全課に別途相談のこと。

急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料(No.1)				作成日			最終更新日		○○県 **-**-**						
ふりがな	ふりがな	ふりがな	新規·継続		危険箇所の	土砂法指定の有無		既 地域防災計画		危険区域	: 指定		計画内		
箇所名	市町村名	大字(字)	再開の区分	完了年度	有無と番号	(ま)	とは見込み)	への記載の有無	措置の有無	指定年月日	面積(ha)	全体延長	公共関連	車 一般	
												500m	300	0m 200m	
	斜面概要 最近の崩壊履歴			保		全対	象 概 要 災害時要援護者関連施設(種別			\nt. 4b/ +	b and that the				
がけ島(m)	n) 勾配(度) 自然・人工 発生年月日 被害内容 人家(換算		尸数 公		共施設	公共的建物			T	7,1					
32~45m	32~45度				)) 一般県道○○線200m			〇〇市役所 〇〇公民館	○○老人ホーム 重要・○人 一般・○○人			一般県道 無し			
全体計画							· <del></del>	3.4 F.B		年度別事業費等		# 3.4	F B		
	区 分 内 容					全位	7事業費	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年	度平成	年度	平成 年度	
工 事 費 重力式擁壁工〇〇m 等															
工 事 費 法面工〇〇m2 等															
付 帯 コ	寸 帯 工 事 費 取付道路 等														
用地補															
事 業															
費用求	†効果(B.		算定年月	平成	年 月		金項目	公・大							
B (百万円)					者負担率	5%									
事業実施における基本方針						青 考									
					交付金計画の位置付け						ーミング事業及び重点事業名				
								HOO. OO. OO		なし					
						計画名称									
							事業名  ○○地区急傾斜地崩壊対策事業					全体計画確認・条件欄(事業採択)			
標 準 横 断 図											採択OK F	100.0.C			
												工法確認	恩・条件欄	tu <sub>mp</sub>	
											No () ~ (	○○ 工法(	K HOO	,0,0	
											и ОО	~~ ~ ···	W 1100	0 0 00	
											$ $ No $\bigcirc\bigcirc\sim$	UU LK	IK HOO	,0,0	
											メモ欄				
ĺ											1				

# 急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料(B4カード、A4ペーパー)の取り扱い(案)

### 第一 目的

急傾斜地崩壊対策事業については、国庫補助の対象事業であることから「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」における交付決定に関して、これまで急傾斜地崩壊対策事業実施計画説明書(以下、「B4カード」)を用いて事業実施に当たっての各種確認を行ってきたところであるが、社会情勢の変化を受け新しく様式を整理した急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料(以下、「A4ペーパー」(仮称))に順次更新することにより、より適正な事業の実施を図るものである。

## 第二 対象

A 4ペーパーの作成の対象となる事業は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に 基づき実施する事業で以下の事業を対象とする。

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業(社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金の対象)
- · 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
- 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業

## 第三 作成主体

A4ペーパーは事業実施主体であるものが作成することを原則とする。

#### 第四 運用方法

各都道府県で事業の概要に関する項目はデータとして入力する。確認欄(備考(確認)欄、全体計画確認・条件(事業採択)欄、工法確認・条件欄)については、印刷したA4ペーパーと併せて補足資料等を本省、地方整備局等へ持参または郵送し、本省、地方整備局等で記入する。(本省保全課:全体計画確認・条件(事業採択)欄、地方整備局等:工法確認・条件欄、備考欄)

# 第五 更新方法

記載内容の内、事業の概要に関する項目に変更が生じた場合は、エクセルファイルのシートをコピー・貼り付けし、「赤字修正」する。また、 $A4^{\circ}$ ーパー左上に記載されている数字を変更回数に合わせて修正し、更新日を記入する。併せて、シート名(資料 (No.O)、平面図 (No.O))についても数字を修正する。

### 第六 保管方法

本省及び整備局等で確認を受けたA4ペーパーについては各都道府県においてファイル等で適切に保管する。

データについては、各都道府県で厳正に保管する。

### 第七 確認の実施時期

新規箇所として事業化する際には、原則として事業化される年度までに確認を行う。 また、施設の工法確認は、対象となる施設の工事に着手する前までに行う。

### 第八 新規事業化における手続き

新規箇所として事業化する際には、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所として適切かどうか判断する必要があるため、事業実施箇所の概要がわかる資料(斜面の高さ、斜面角度、保全対象、など)をあわせて国土交通省砂防部保全課まで持参もしくは郵送し確認を行う。

# 第九 構造確認時における手続き

急傾斜地崩壊防止工事を実施する際には、急傾斜地崩壊防止施設の構造がわかる資料を各地方整備局等に持参し、法で定める技術的基準に則っているか構造の確認を行う。

### 第十 事業完了後の保管

事業が完了した後においても書類の種別上、適切な期間で保管する。また、PDFファイルや 画像ファイルにするなどのデータ化も検討する。また、データについても適切に保管する。

### 第十一 A4ペーパーへの移行

現在事業継続中の箇所については、既存のB4カードを継続して使用し、平成24年度以降の新規箇所を対象にA4ペーパーに移行する。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。